議案第24号

鹿屋市介護保険条例の一部改正について 鹿屋市介護保険条例の一部を次のように改正する。 令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西茂

鹿屋市介護保険条例の一部を改正する条例

鹿屋市介護保険条例(平成18年鹿屋市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「40,200円」を「36,582円」に改め、同項第2号中「60,300円」を「55,074円」に改め、同項第3号中「60,300円」を「55,476円」に改め、同項第10号中「148,740円」を「152,760円」に改め、同項第11号中「160,800円」を「168,840円」に改め、同項第12号中「172,860円」を「184,920円」に改め、同項第13号中「184,920円」を「192,960円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,120円」を「22,914円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度のまで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,120円」を「22,914円」に、「40,200円」を「38,994円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,120円」を「22,914円」に、「56,280円」を「55,074円」に改める。

附則第17項中「第14項」を「第15項」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後 の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、な お従前の例による。

(提案理由)

第9期介護保険事業計画に基づく令和6年度から令和8年度までの第1号被保険 者の保険料率の額の改定など所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するも のである。